

# 令和四年度 夜間中学の設置促進・充実事業

認定特定非営利活動法人カタリバ

報告書作成日 令和5年3月15日



## 報告書本編

- I. 本事業の背景
- II. 本事業の目的と実証実験で明らかにしたいポイント
- III. 実施体制・実証フィールド
- IV. 実施内容
- V. 本実証で得られた成果と課題
- VI. まとめ・今後に向けた示唆

## 背景

文部科学省は、夜間中学の設置促進・充実のために各都道府県に最低1校の夜間中学の配置を目標に掲げており、新設校の開校を検討している自治体が徐々に増えている。一方で、実際には夜間中学の生徒数は減少傾向にあり、特に外国ルーツの方々の生徒が激減しているケースもある。

## 目的

以上の背景を受けて、本事業は3つの目的を掲げた。

1. 夜間中学での学び直しや新たな学びの場の先進事例の創出及び課題の把握
2. 夜間中学と関係機関等との連携についての先進事例の創出及び課題の把握
3. 夜間中学における支援を必要とする生徒等に対する周知方法の先進事例の創出

## 先進事例の創出による成果と課題

実証実験の結果、夜間中学が不登校状態の学齢期の生徒の学びの場となり得ること（1）、1の実現により夜間中学と関係機関との連携が促進されること（2）、不登校生徒の保護者・関係者の中に夜間中学に対する潜在的なニーズがあること（3）が示された。

最後に、学びの場としての**夜間中学がさらなる変容と発展を遂げる際に鍵となるであろう4つの観点（①生徒対象のリフレーミング、②教育制度へのアプローチ、③学び直しのルート開拓**を試み、夜間中学の設置促進・充実の今後の展開について考察した。

# I. 本事業の背景

本事業は、夜間中学の現状と課題（１）、義務教育に関する法整備、特に不登校児童生徒への対応が変化（２）しているという背景を受けて実施する。

### （１）夜間中学をめぐる近年の動向

- 平成30年、文部科学省が**全都道府県に夜間中学の設置を促す方針**を示した。 → p.6
- 令和3年時点での設置自治体は限られ、夜間中学の生徒数は減少傾向にある。 → p.7
- 平成28年交付の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、文部科学省による令和元年の通知には、夜間中学は学齢期の生徒を受け入れることを明記。希望に応じて、**不登校の生徒の支援に夜間中学を活用する方向性を提示**。 → p.8

### （２）不登校生徒の近年の動向

- 不登校の児童生徒は**増加の一途**をたどっている。 → p.9
- **従来にない枠組みでの支援**の必要性が高まっている。 → p.10
- 不登校の増加に伴い、**支援が届いていない児童生徒も増加**している。 → p.11

▶ 夜間中学の設置促進には、**先進事例の創出と、それを阻む要因の分析**が必要

## 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針（平成28年）

## 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう、また、その上で更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条（教育機会確保法）に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。

## 第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日）

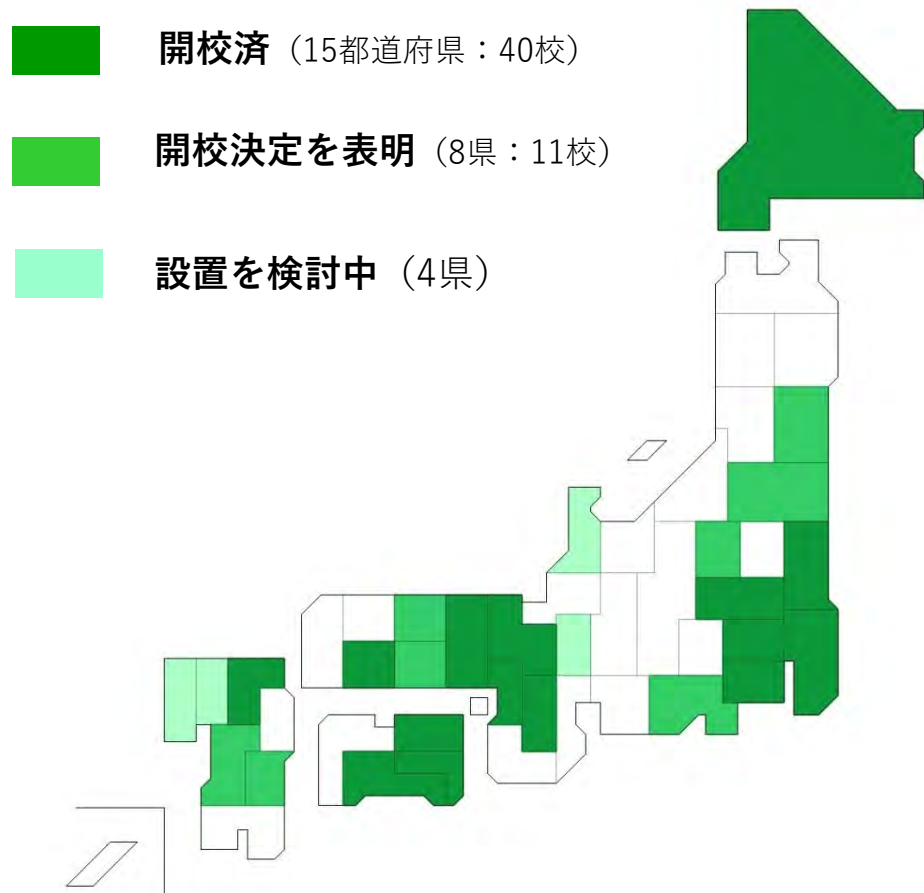
## 目標（15）多様なニーズに対応した教育機会の提供

## ＜夜間中学の設置・充実＞

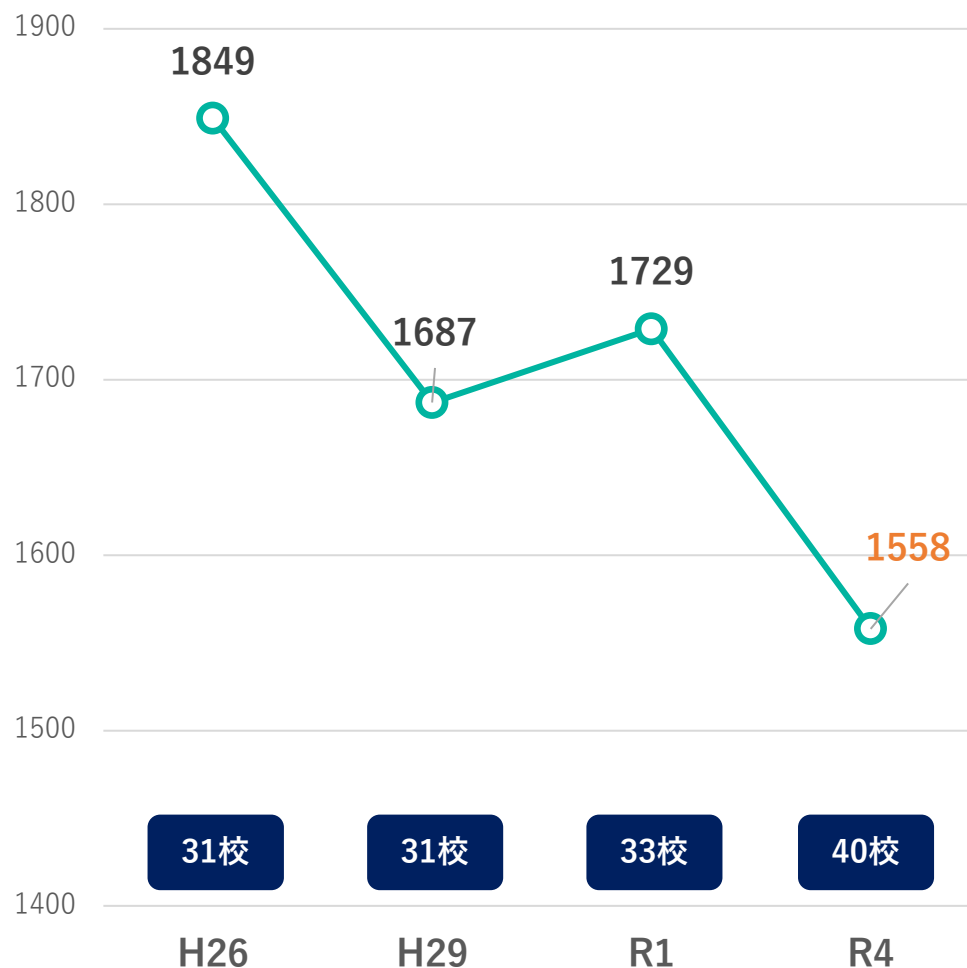
夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

国が夜間中学の設置を促進する一方、令和4年の調査では開校済または開校を決定している自治体は23都道府県にとどまり、**学校数が増えても生徒数は減少**を続けている。

## 都道府県の夜間中学校の設置状況



## 夜間中学校の生徒数（人）と学校数の推移



## 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

## 第十四条

地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、**夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるもの**とする。

## 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知：令和元年10月25日）

## ＜学校教育の意義・役割＞

児童生徒の**才能や能力**に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、**中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れ**など、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

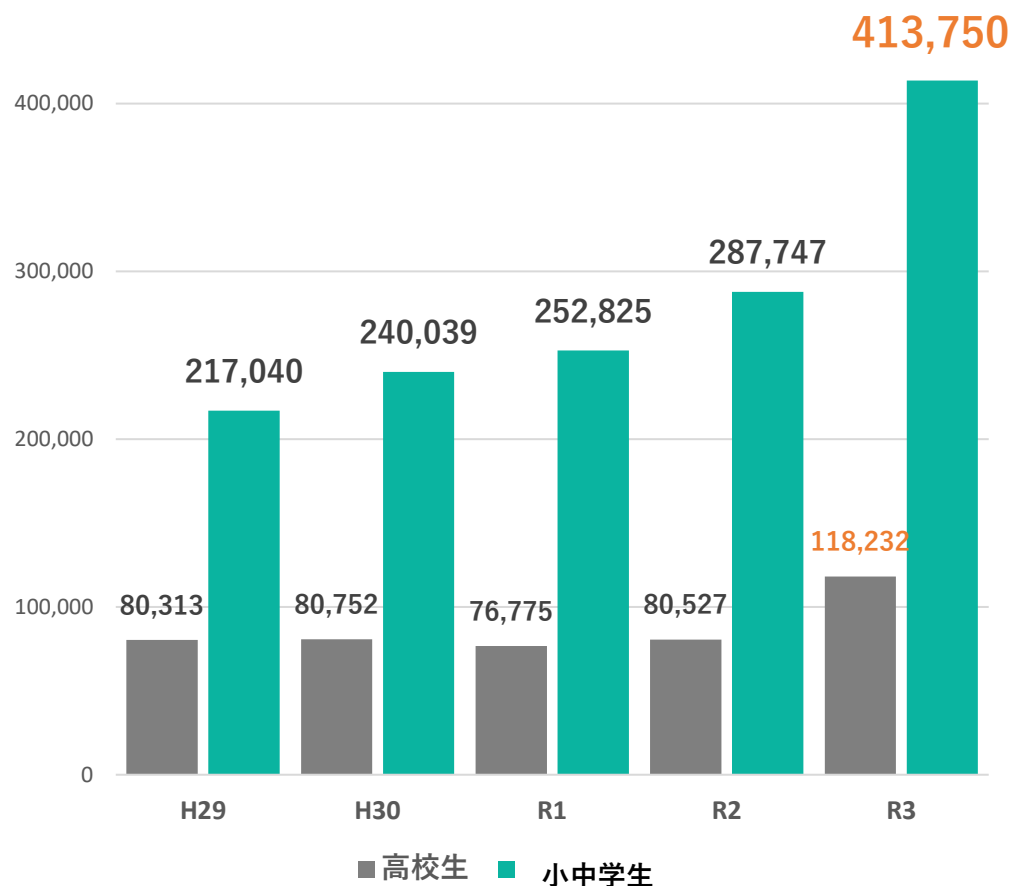
## ＜学校等の取組の充実：不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保＞

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、**夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能**であること。

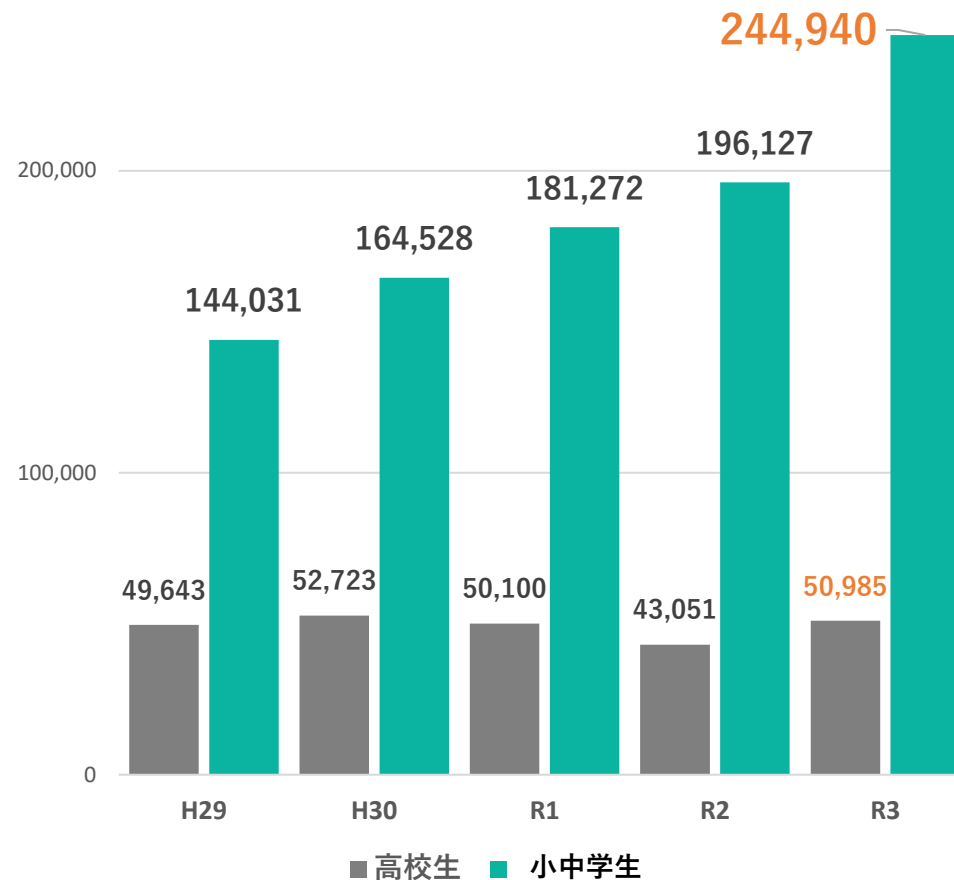


近年、不登校児童生徒は増加の一途をたどっていたが、令和3年度には**増加率がさらに大きくなり**、「不登校」が喫緊の課題となっている。

## 長期欠席の推移 (人)



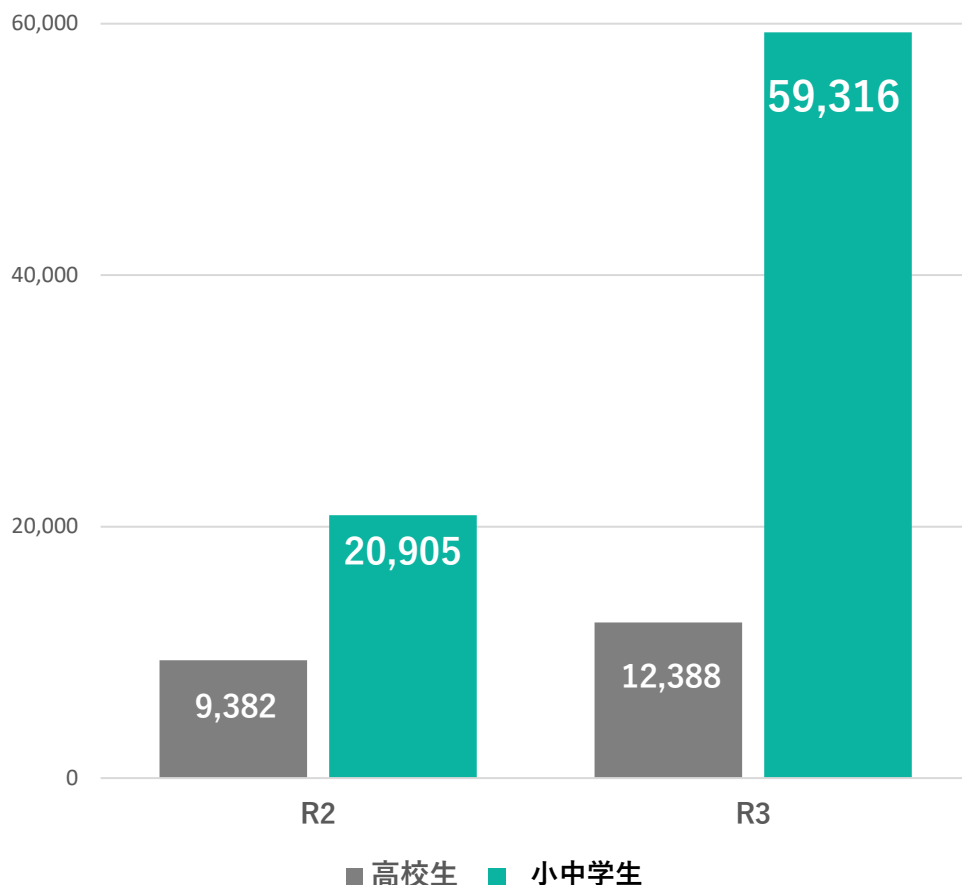
## 不登校の推移 (人)



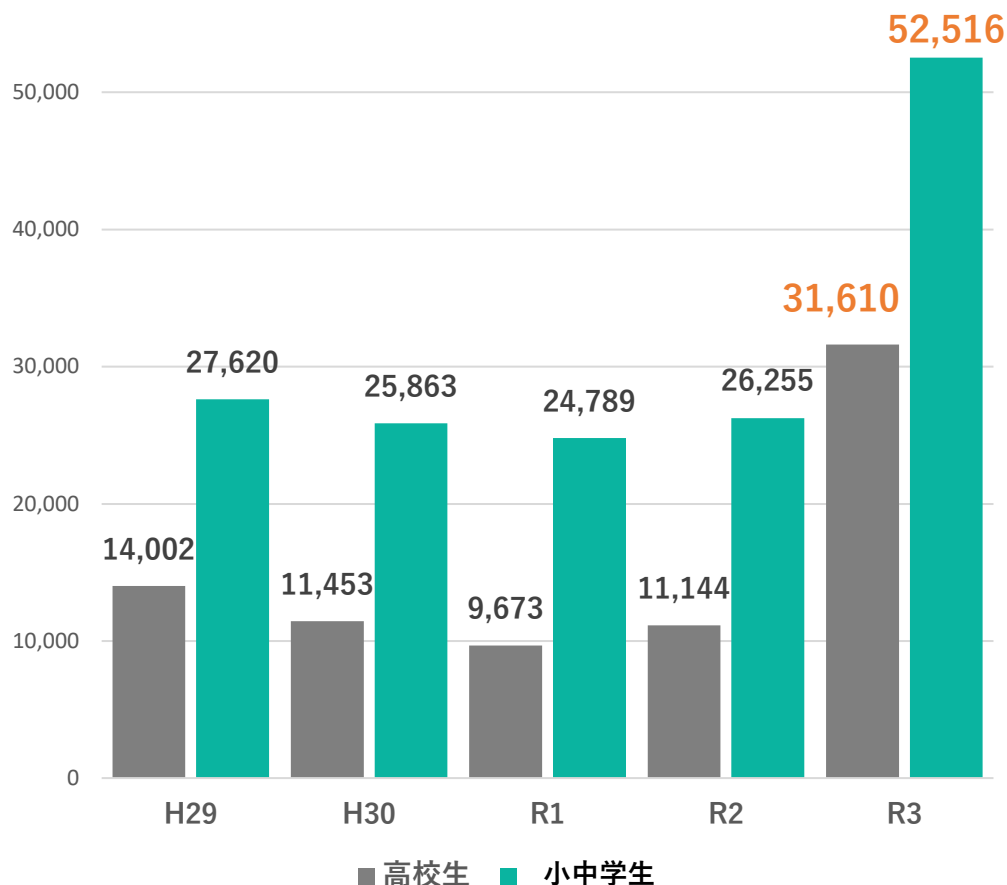
出典：R3文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

令和3年度には、それまで長期欠席の要因という枠組みでは捉えられていなかった**2つの要因**によって長期欠席が増加。**新たな支援の手立てが求め**られている。

コロナ回避による長期欠席の推移（人）

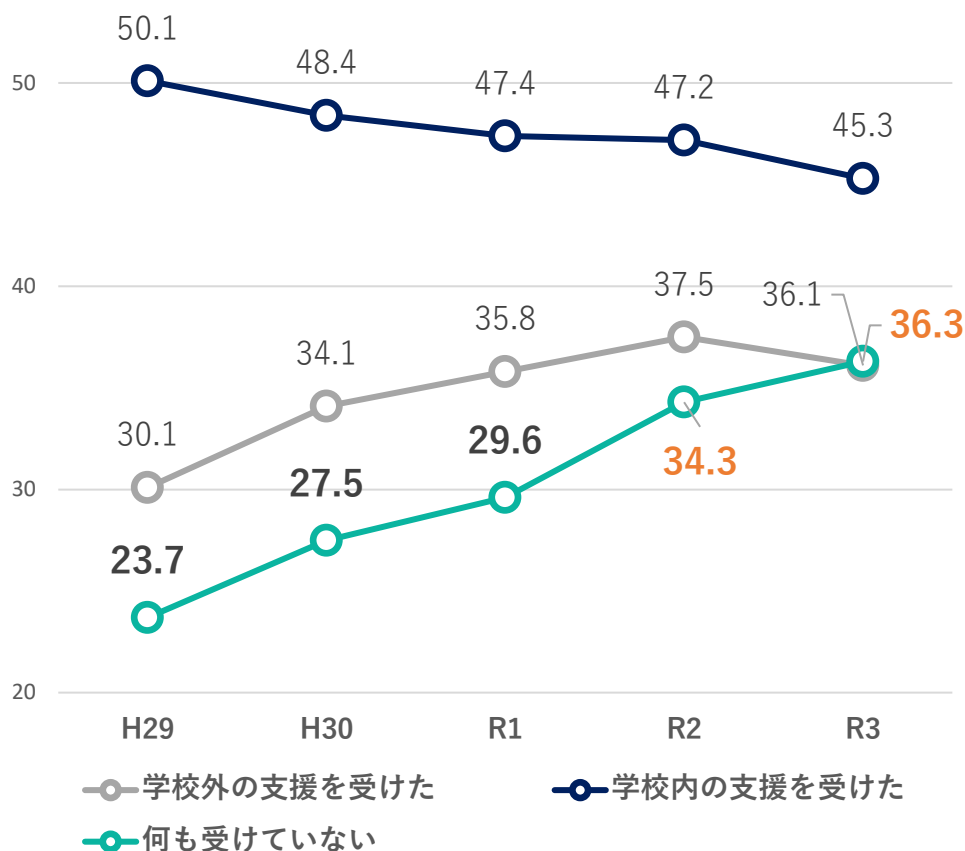


その他の要因による長期欠席の推移（人）

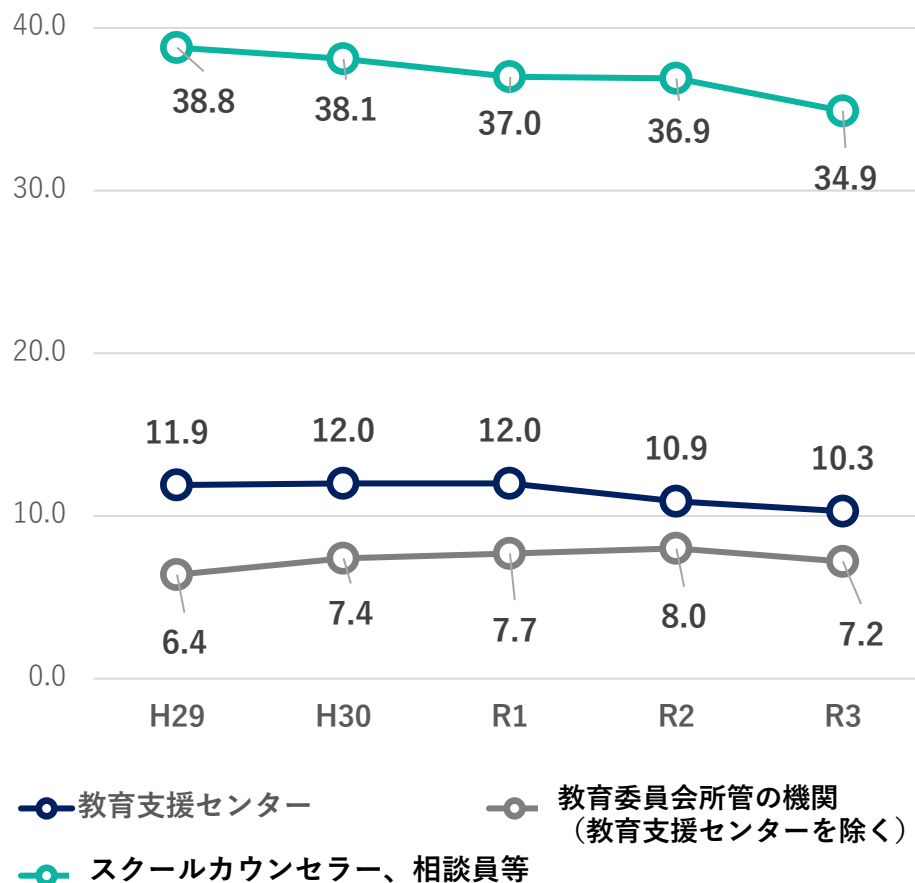


不登校児童生徒数が増加する中、教育支援センターの設置やSC等の配置によって一定数は学校内外で支援を受ける一方、**どの機関の支援にもつながらない児童生徒が増加している。**

### 児童生徒の支援状況について (%)




### 学校内外の機関等での支援状況について (%)



## Ⅱ. 本事業の目的と実証実験で明らかにしたいポイント

1. 夜間中学での**学び直し**や**新たな学びの場**の**先進事例の創出**及び**課題の把握**
2. 夜間中学と**関係機関等との連携**についての**先進事例の創出**及び**課題の把握**
3. 夜間中学における**支援を必要とする生徒等**に対する**周知方法の先進事例の創出**



本事業では、主に**学齢期（中1～中3）の不登校生徒**を対象に、**夜間中学に対するニーズの掘り起こし**を行う

## 事業の実証ポイント

1. 不登校生徒を受け入れに必要な**ステークホルダーとの協働体制**について明らかにする
2. 不登校生徒に対し、「支援計画コーディネーター\*」を中心とした**支援モデルの構築**について明らかにする

## 支援計画 コーディネーターの役割

保護者や子どもとの面談を経て、**一人一人の個別支援計画・学習計画**を作成。心理師等の専門スタッフが、コーディネーターとして保護者や教員と情報共有をしながら、子どもの心の回復や学習習慣づくり等を目的とした支援をリードする。

## Ⅲ. 実施体制・実証フィールド

## 実施体制

---

**事業受託者**：認定特定非営利活動法人カタリバ

- **統括責任者**：今村久美（代表理事）
- **執行責任者／支援計画コーディネーター**：  
渡邊雄大
- **支援計画コーディネーター**：鬼頭文音
- **学習サポーター（ボランティア）**  
内藤沙織 佐藤寿哉  
今井誠司 千葉莉音  
宮坂心

## 実証フィールド

---

**協力自治体**：東京都足立区

**協力校**：足立区立第四中学校（夜間学級）

**連携**：足立区教育委員会 教育相談課

## 期間

---

・ 2022年8月17日～2023年3月15日

\* 生徒の登校は10月下旬から開始